

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者施設介護・訓練等給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者施設介護・訓練等給付費（18-06-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	・障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかつたり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。 ・進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。				
対象者等	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者				
内容	【支援の種類】 ・自立訓練 … 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。 ・就労移行支援 … 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。 ・就労継続支援 … 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。 ・施設入所支援 … 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。 ・療養介護 … 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。 【障害者自立支援法経過措置】（旧法施設） ・身体障害者更生施設（更生に必要な訓練等） ・身体障害者授産施設（就労に必要な訓練等） ・身体障害者療護施設（治療及び養護） ・知的障害者更生施設（日常生活訓練等） ・知的障害者授産施設（就労に必要な訓練等） 【参考（支援費制度）】H15.4～H18.3 行政が決定する「措置制度」から、利用者自らが都道府県の指定を受けた事業所と契約を結び、サービスの提供を受ける「支援費制度」に移行。				
経過	昭和49年 4月	措置制度による施設措置開始			
	平成15年 4月	支援費制度（施設訓練等支援費）開始 措置から契約へ			
	平成18年 4月	障害者自立支援法による利用者負担改定、食費等実費負担導入			
	平成18年10月	障害者自立支援法全面施行 新体系施設開始			
	平成23年 9月	施設体系経過措置終了予定			
必要性	在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【決定】直営 【支払】財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団（H19.10～国保連合会）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	566,946	544,572	498,562	590,410	628,213	640,240	608,513	
決算額（19年度は見込み）	529,105	542,695	469,531	574,260	623,615	535,841	608,513	
人件費					2,499	3,843		
【事務分担量】（%）					29	45		
合計（+）	529,105	542,695	469,531	574,260	626,114	539,684	608,513	
国（特定財源）	231,112	238,678	234,297	271,312	323,557	211,404	304,255	
都（特定財源）	5,244	6,613	2,880	3,128	1,303	71,030	26,611	
その他（特定財源）	43,587	46,430	588	10	0	0	1	
一般財源	249,162	250,974	231,766	299,810	301,254	257,250	277,646	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	療養介護対象者数	-	-	2	2	2	1	3
	施設入所者数	136	128	133	141	138	139	146
	施設通所者数	38	47	51	117	119	125	133

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設訓練等支援費	623,615	施設訓練等支援費	535,841	施設訓練等支援費	608,512

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	療養機関入所者数	2	2	1	1	-	入所者実績（各年度末） 平成19年度は6月末日現在
	施設入所者数（療護除く）	126	136	128	146	125	施設入所者数（各年度末） 平成19年度は6月末日現在
	施設通所者数	116	118	125	134	300	施設通所者数（各年度末） 平成19年度は6月末日現在

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の施行に伴い、平成19年10月以降の支払事務について、国保連合会が実施することとなった。そのため、事務の円滑な実施に向けて検討を行う。 ・ 作業所から新体系施設への移行状況にそった予算措置が必要となる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
支払業務を国保連合会に業務委託することにより、障害福祉サービス費の統一化。	対象者の個別管理の簡素化が図られる。
各作業所等の新体系施設への移行状況の確認。	補助金から介護報酬への移行円滑化。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	移行施設等に対応し、実施する

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	デイサービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	増田美千穂	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	心身障害者デイサービス事業費（18-09-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	・障害者自立支援法 ・荒川区障害者地域活動	
終期設定	有 無	年度	法令等	支援費支給事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	児童デイサービス...日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるようにする。また、近年においては就学児の放課後の活動場所となる。 地域活動支援費支給事業...創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うとともに社会との交流促進の支援を行う。				
対象者等	障害者、それに準ずる児童 128名 知的障害者 : 1名				
内容	<p>児童デイ：障害者自立支援法による児童デイサービスとして実施 障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。</p> <p>利用者：区へ相談・申請 決定（支援の種類・支給期間・支給量・利用者負担上限額） 受給者証交付 サービス提供事業者と契約、サービス利用 利用者負担額を事業者へ支払 利用者負担は、区の独自軽減策により3%負担（3年間）。</p> <p>事業者：都へ指定業者の登録申請 都による指定 利用者との契約・サービス提供 利用者負担額受領 介護給付費を区へ代理受領請求・受領。</p> <p>地域活動支援：障害者自立支援法による事業実施自治体による独自事業として地域生活支援事業を実施、身体障がい者及び知的障がい者デイサービスの一部、日中の活動の場として地域活動支援費支給事業を行う。</p> <p>利用者：申請 決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担 費用は利用額総額の3%を自己負担。</p> <p>事業者：区へ指定業者の登録申請 区による指定 利用者との契約・サービス提供 利用者負担額受領 地域活動支援費を区へ請求・受領。区は利用者負担を減じた額を支払う。</p> <p>【支援費制度】 利用者、事業者に係わることについては変更はないが、利用者負担は本人及び扶養義務者の前年の所得税額又は住民税額に基づき算定 障害別（身体・知的・児童）でデイサービス事業を実施</p>				
経過	平成15年 4月 支援費制度開始 平成18年 4月 利用者負担改定 平成18年10月 荒川区障害者地域活動支援費支給事業実施				
必要性	心身障がい者の自立や社会参加を促進し、介護者の支援や日常生活における質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	【決定・支払】直営 【サービス提供】指定居宅支援事業者・地域活動支援事業者				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額			37,901	30,534	17,327	17,096	14,825	
決算額(19年度は見込み)			37,318	26,689	12,962	17,096	14,825	
人件費					862	1,281		
【事務分担量】(%)					10	15		
合計(+)	0	0	37,318	26,689	13,824	18,377	14,825	
国(特定財源)			19,337	13,318	6,649	8,548	7,410	
都(特定財源)			9,667	6,698	3,328	4,274	3,705	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	8,314	6,673	3,847	5,555	3,710	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	認定者数			127人	195人	125人	119人	129人
	利用回数			1,315回	7,444回	4,386回	3,636回	4,221回

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	身体デイ		272	身体デイ	225	児童デイ	12,981
	知的デイ		70	知的デイ	1,320	知的障がい者デイ	1,844
	児童デイ		12,620	児童デイ	13,018	地域活動支援センター型	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	身体デイ	795回	681回	366回			年間利用回数
	知的デイ	2,579回	27回	175回	528回	528回	年間利用回数
	児童デイ	4,070回	3,678回	3,095回	3696回	4121回	年間利用回数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホーム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美																																								
		担当者名	増田美千穂	内線	2682																																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	グループホーム事業費（18-09-50-01）																																												
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業																																									
開始年度	昭和	平成	15年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区知的障害者グループホーム入居者援護事業運営要綱																																								
終期設定	有	無	年度	法令等																																									
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																																								
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																																											
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																																											
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																																											
目的	障がい者の地域における自立生活を支援するため、生活の場である共同生活住居に入居している者に対し、日常生活における支援及び指導を行う。																																												
対象者等	共同生活援助（グループホーム）：就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者。 共同生活介護（ケアホーム）：生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者・障害程度区分2以上の者																																												
内容	障害者自立支援法 福祉サービスに係る新体系 共同生活援助、共同生活介護サービスとして実施。就労中等の障がい者へ日常生活の一部（食事等）を支援しながら、入居をさせる。精神障がい者グループホーム事業を統合。 利用者負担 障害福祉サービス費(1割負担)、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費																																												
	知的障がい者 家賃助成制度があり、所得に応じて利用者へ助成 1 所得月額73,000円未満の場合 全額助成（月額24,000円を限度） 2 所得月額73,000円以上97,000円未満の場合 半額助成（月額12,000円を限度） 精神障がい者 施設借上費 入居者1室あたり月額69,800円を限度に事業者へ助成																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>知的障がい者施設</th> <th>グループホーム入所人数</th> <th>ケアホーム入所人数</th> <th>精神障がい者施設</th> <th>グループホーム入所人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピアホーム</td> <td>3</td> <td></td> <td>ホームとらむ</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>町屋生活寮</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>ふるさとホーム荒川第2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>瀬口寮</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>ふるさとホーム荒川第5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>東日暮里ハイツ</td> <td>1</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日暮里イルカ寮</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日暮里かつお寮</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日暮里さんま寮</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				知的障がい者施設	グループホーム入所人数	ケアホーム入所人数	精神障がい者施設	グループホーム入所人数	ピアホーム	3		ホームとらむ	4	町屋生活寮	3	2	ふるさとホーム荒川第2	3	瀬口寮	0	0	ふるさとホーム荒川第5	7	東日暮里ハイツ	1	5			東日暮里イルカ寮	1				東日暮里かつお寮	1	1			東日暮里さんま寮	1	1			荒川区内のグループホームおよびケアホームを記載 (平成19年6月現在)
知的障がい者施設	グループホーム入所人数	ケアホーム入所人数	精神障がい者施設	グループホーム入所人数																																									
ピアホーム	3		ホームとらむ	4																																									
町屋生活寮	3	2	ふるさとホーム荒川第2	3																																									
瀬口寮	0	0	ふるさとホーム荒川第5	7																																									
東日暮里ハイツ	1	5																																											
東日暮里イルカ寮	1																																												
東日暮里かつお寮	1	1																																											
東日暮里さんま寮	1	1																																											
経過	<ul style="list-style-type: none"> 14年度まで、都及び区においては国の措置制度の単価に上乗せ。（1月分89,000円） 14年12月重度生活寮東日暮里ハイツにより重度単価214,700円適用 15年4月区立障害者GH（ピアホーム）及び東日暮里ハイツが法内GHとなり支援費制度対象となる。 15年度以降 支援費制度により、「契約制度」へ移行し、都の単価93,700円に引き上げ。 18年4月障害者自立支援法に移行、単価が日額化となる。 																																												
必要性	障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。																																												
実施方法	（直営 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・障害者自立支援法に基き、グループホームの設置者は、所管する都道府県にて指定事業者として登録する。 ・利用希望者は、区市町村長から居宅受給者証の交付を受け、指定事業者と契約する。 ・指定事業者は、利用者の入居後、月を単位として受給者証交付区市町村長へ訓練等給付費を請求する。																																												

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額		39,981	43,655	49,298	52,345	89,264	71,985	
決算額（19年度は見込み）		32,844	43,655	48,100	52,213	74,368	71,985	
人件費					1,724	1,708		
【事務分担量】（%）					20	20		
合計（+）	0	32,844	43,655	48,100	53,937	76,076	71,985	
国（特定財源）		4,908	11,621	12,547	13,956	16,173	23,293	
都（特定財源）		907	6,894	7,720	8,556	22,696	11,646	
その他（特定財源）								
一般財源	0	27,029	25,140	27,833	31,425	37,207	37,046	
実績推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	利用者数		33	40	40	37	56	52
	家賃助成対象者数			5	14	16	12	12

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	20扶助費	支援費	39,933	グループホーム・ケアホーム	51,036	グループホーム・ケアホーム	44,736
		都型・区型グループホーム	5,998	都型・区型グループホーム	2,911	都加算	23,937
		家賃助成	2,169	家賃助成	3,810	家賃助成	3,312
	19負担金補助及び交付金			精神グループホーム（補助金）	16,611		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値	
	利用者数	40	37	56	52	72	

（問題点・課題）	<p>国の施策において、施設から地域生活へが今後の流れとなり、施設退所後の受け皿としてグループホームがますます必要となってくる</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
施設入所者における地域生活移行予定者数の把握	グループホームのおよびケアホーム必要数の把握ができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	短期入所事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	増田美千穂	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害児者短期入所事業（18-09-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、介護給付費の指定短期入所施設を利用し、一時的に心身障がい者（児）を保護する。				
対象者等	身体障害者手帳又は愛の手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる児童も対象とする。				
内容	<p>障害者自立支援法、介護給付短期入所事業として実施。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行う。</p> <p>利用者負担 障害福祉サービス費（1割）であるが、区の独自軽減策により3%負担（3年間）、ただし、上限額15,000円・24,600円・37,200円の方は3%の積上げで半額まで）</p> <p>利用者：区へ相談・申請 決定（サービスの種類、支給決定期間、支給量・利用者負担上限額） 受給者証交付 サービス提供事業者と契約、サービス利用 利用者負担額を事業者へ支払</p> <p>事業者：都へ指定事業者の登録申請 都による指定 利用者との契約・サービス提供 利用者負担額受領 介護給付費を区へ代理受領請求 受領。</p> <p>利用者 平成16年度 知的22人（2,922日） 児童 3人（250.25日） 身体2人（8日） 平成17年度 知的26人（3,059日） 児童16人（366.75日） 身体2人（96日） 平成18年度 知的26人（2,609日） 児童16人（853日） 身体1人（49日）</p>				
経過	<p>平成14年度まで：身体障がい者及び知的障がい者については、区（福祉事務所）に申請し、都心障センターで利用調整していた。児童については、児童相談所に直接申請し、処遇していた。</p> <p>平成15年4月：支援費制度の導入により、区が実施主体となる。ただし、当分の間、身体障がい者と知的障がい者は都心障センターで利用調整を行う。障がい児は、夏季と冬季の利用について、都児童相談センターで利用調整を行う。</p> <p>平成18年4月：障害者自立支援法の成立により、介護給付の短期入所事業となる。（精神障がい者含む）</p>				
必要性	常時、在宅で心身障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図る。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 平成18年度障害者自立支援法介護給付短期入所事業制度開始 区はサービスの支給量決定（サービス利用の必要性の決定）及び介護給付費の支払を行う。 サービスの提供は、利用者と契約した事業者が行う。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額			18,760	38,544	40,504	41,928	38,027
	決算額（19年度は見込み）			18,760	38,544	40,390	41,928	38,027
	人件費					1,724	1,281	
	【事務分担当量】（%）					20	15	
	合計（+）	0	0	18,760	38,544	42,114	43,209	38,027
	国（特定財源）			7,204	15,245	16,253	15,303	15,323
	都（特定財源）			9,374	15,579	15,347	13,001	11,703
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	2,182	7,720	10,514	14,905	11,001	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	利用者数			32	37	44	43	45
	利用総日数			1,873	3,180.25	3,521.75	3,511	3,550

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	20扶助費	知的障がい児分	1,691	短期入所事業費	41,928	短期入所事業費	38,027
		知的障がい者分	30,490				
		重症心身障がい児分	4,084				
		重症心身障がい者分	3,076				
		身体障がい者分	1,049				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用者数	37	44	43	45	48	
	利用総日数	3,180.25	3,521.75	3,511	3,550	3,840	

（問題点・課題分析）	福祉サービスの支給決定を受けていない者が、緊急時に必要なサービスを利用できない場合がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
障がい者の状況を把握し福祉サービスの支給決定を受けよう周知を行う	緊急な状況にも柔軟な対応ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	知的障害者授産事業補助(荒川あさがお福祉作業所)	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)	知的障害者授産事業補助 (18-76-25-01)				
事務事業の種類	新規事業 (19年度 18年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	57 年度	根拠	荒川区心身障害者小規模通所授産施設事業運営	
終期設定	有 無	年度	法令等	費補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労の困難な在宅の心身障がい者に就労の場を提供し、障がい者団体等が実施する心身障がい者授産事業に要する経費を一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設8人以上19人以下の通所授産事業を実施している障がい者団体等 <対象団体> 運営主体：荒川区手をつなぐ親の会（あさがお～第四福祉作業所・パン工房あさがお） <利用者> 原則として、区内在住の18歳以上の心身障がい者				
内容	荒川あさがお福祉作業所（場所）旧小台橋小 （定員）19名（現員）17名（指導員）常勤2人非常勤2人（作業）箱折・袋詰等（開設）昭和56年10月 荒川第二あさがお福祉作業所（場所）旧小台橋小 （定員）19名（現員）17名（指導員）常勤1人非常勤5人（作業）文房具・袋詰等（開設）昭和61年10月 荒川第三あさがお福祉作業所（場所）旧真土小 （定員）19名（現員）18名（指導員）常勤2人非常勤4人（作業）文房具・付録作等（開設）昭和63年4月 荒川第四あさがお福祉作業所（場所）旧真土小 （定員）19名（現員）16名（指導員）常勤2人非常勤4人（作業）文房具・キャリア折（開設）平成3年4月 パン工房あさがお（場所）旧小台橋小 （定員）13名（現員）8名（指導員）常勤1人非常勤3人（作業）パン等の製造販売（開設）平成18年11月 * 主な事業内容 受託作業・作業指導・生活指導・行事参加・就労指導 * 通所日数 全施設週5日 作業時間1日平均7時間（9:00～16:00）				
経過	昭和57年度 東京都からの直接補助（東京都知的障害者育成会）とこれを補完する区の補助の2本立て制度で実施 平成7年度 東京都が区を通じた間接補助に変更（区の補助金額2/3） 平成10年度 都補助基準と区補助基準との格差是正を図るため、補助項目に調整加算額を新設 平成11年度 荒川第三・第四あさがお福祉作業所が、旧真土小内へ移転 平成15年度 施設規模（A基準：15人以上15,571千円 B基準：8人以上15人未満9,937千円）による補助制度から、施設利用者数による単価制（A基準8人～10人 1人105,263円 B基準11人以上 1人96,698円）へ移行 平成16年度 荒川あさがお、第二あさがおの、旧小台橋小内に移転 荒川あさがお福祉作業所（第一～第四）の小規模法内化不認可 平成17年度 荒川あさがお福祉作業所（第一～第四）の小規模法内化不認可 平成18年度 パン工房あさがお福祉作業所開設（11月）				
必要性	心身障がい者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 施設の事業運営費の一部を補助				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	86,186	90,460	105,599	83,946	82,411	96,471	92,645	
決算額（19年度は見込み）	85,194	88,213	89,731	77,005	82,411	90,474	92,645	
人件費					862	854		
【事務分担当】（%）					10	10		
合計（+）	85,194	88,213	89,731	77,005	83,273	91,328	92,645	
国（特定財源）								
都（特定財源）	42,597	44,105	37,468	37,213	41,204	42,410	44,327	
その他（特定財源）								
一般財源	42,597	44,108	52,263	39,792	42,069	48,918	48,318	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	荒川あさがお補助額	20,796	20,899	16,258	19,739	20,899	19,739	19,739
	荒川第二あさがお補助額	22,806	24,355	21,524	18,949	21,014	21,014	21,269
	荒川第三あさがお補助額	20,796	22,060	20,899	20,899	20,899	22,060	21,920
	荒川第四あさがお補助額	20,796	20,899	17,418	17,418	19,599	18,438	19,599
	パン工房あさがお						9,223	10,118

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	負担金補	運営費補助・第一	20,899	運営費補助・第一	19,739	運営費補助・第一	19,739
	助及び交	運営費補助・第二	21,014	運営費補助・第二	21,014	運営費補助・第二	21,269
	付金	運営費補助・第三	20,899	運営費補助・第三	22,060	運営費補助・第三	21,920
		運営費補助・第四	19,599	運営費補助・第四	18,438	運営費補助・第四	19,599
				運営費補助・パン工房あさがお	9,223	運営費補助・パン工房あさがお	10,118

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	通所者数（補助対象延べ数）	14,962名	14,354名	14,797名	15,000名	16,000名	
	実人数	74	75	76	81	100	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労に向けた訓練場所として、パン工房あさがおを有効に活用できるよう支援することが必要となる。 ・法人格を取得し、平成23年度までに障害者自立支援法の新体系への移行が必要となる。 ・再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 17 区 未実施 区）</p> <p>未実施：千代田区、中央区、港区、品川区、大田区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
一般就労への訓練の充実を図るため、パン工房あさがおを有効に活用できるよう支援する。	一般就労することにより収入が増加し、安定した生活を送ることができる。
法人格の取得及び障害者自立支援法の新体系への移行を支援する。	障がい者の日中活動及び福祉的就労の場を確保できる。
再開発事業の動向を見ながら、区内の未利用施設を活用し、移転先の確保を図る。	作業所の安定した運営を確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	心身障害児（者）地域デイサービス事業補助（生活クラブスニーカー）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	心身障害児（者）地域デイサービス事業補助（18-76-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	荒川区心身障害児（者）地域デイサービス事業	
終期設定	有 無	年度	法令等	運営費補助要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の心身障がい児（者）に対して適切な指導訓練を行うため、社会福祉法人等が実施する心身障害児（者）通所訓練事業（心身障害児の放課後対策）に要する経費の一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設6人以上の通所訓練事業を実施している社会福祉法人等 <対象団体> 運営主体：荒川のぞみの会（任意団体の活動として） <対象事業> 生活クラブスニーカー <利用者> 原則として、区内在住の心身障がい児（学齢6歳～15歳）学齢を超える者も在籍（補助対象外）主体は知的障がい者（身体障がいとの重複者もいる）				
内容	生活クラブスニーカーの事業運営費の一部を補助 学齢を超える障がい者は補助対象外者 開設年月：昭和51年9月 利用可能者：荒川のぞみの会会員（最大定員は未設定） 平成19年4月現在 利用人数：16名 補助対象外者：11名 指導員数：12名 開所日数：週3日（月・水・金） 1日3時間30分（13:30から17:00） 場 所：旧真土小学校 平成13年4月より、教室の一室を継続利用 <主な事業内容> 音楽・水泳・体操・図工・華道・ハイキング・宿泊訓練				
経過	昭和58年度 補助事業開始 平成10年度 都補助基準額（地域デイサービス事業）と区補助基準額との是正を図るため、補助項目の調整加算を新設 平成13年度 4月26日より旧真土小を無償貸与 平成15年度 補助基準が都基準と同一になった事に伴い、調整加算費を廃止し、都と同じ算定方法による補助へ移行。事業名を「通所訓練事業」から「心身障害児（者）地域デイサービス事業補助」に改める。				
必要性	心身障がい児の放課後対策に寄与しており、必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	4,978	5,433	7,587	7,587	7,587	7,587	7,587	
決算額（19年度は見込み）	4,977	5,433	5,433	7,587	7,587	7,587	7,587	
人件費					862	854		
【事務分担量】（%）					10	10		
合計（+）	4,977	5,433	5,433	7,587	8,449	8,441	7,587	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	4,977	5,433	5,433	7,587	8,449	8,441	7,587	
実績の推移								
	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	補助対象人数	14人	14人	16人	16人	18人	17人	16人
	通所人員	25人	28人	29人	30人	28人	29人	27人
	通所日数	172日	153日	153日	177日	163日	153日	160日

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運営費補助	7,587	運営費補助	7,587	運営費補助	7,587

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	通所者数（補助対象延べ数）	1,249人	1,283人	1,321人	1,360人	1,443人	
	実人数	16(11)	16(10)	17(12)	16(11)	18(12)	（ ）は補助対象者数

（問題点・課題）	・再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。
他区の実況	（実施 4 区 未実施 区） 世田谷区、渋谷区、杉並区、練馬区

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
再開発の動向を見ながら、区内の未利用施設を活用し、移転先の確保を図る。	心身障がい児（者）の安定した放課後対策を実施できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	心身障害者小規模通所授産施設事業補助（作業所ボンエルフ）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	心身障害者小規模通所授産施設事業補助（18-76-75-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4 年度	根拠	荒川区心身障害者小規模通所授産施設事業運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	費補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労の困難な在宅の心身障がい者の就労の場を提供し、障がい者団体等が実施する心身障害者授産事業に要する経費を一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設8人以上19人以下の小規模通所授産事業を実施している障がい者団体等 <対象団体> 運営主体：社会福祉法人荒川のぞみの会（作業所ボンエルフ） <利用者> 原則として、区内在住の18歳以上の心身障がい者				
内容	社会福祉法人荒川のぞみの会の運営する作業所ボンエルフの事業運営費の一部を補助。 <施設名> 作業所ボンエルフ <場所> 旧真土小2F <定員> 19名 <現員> 16名 <指導員数> 常勤2名 非常勤5名 <作業種目> 手芸品作成、箱詰等 <開設年月日> 平成元年4月 <主な事業内容> 受託作業・作業指導・生活指導・行事参加				
経過	平成 4年度 作業所ボンエルフ開設 平成 7年度 知的障害者授産事業補助と共通基準の補助金交付要綱（荒川区心身障害者通所授産事業運営費補助金交付要綱）に改正 平成10年度 都補助金基準額（心身障害者（児）通所訓練等事業補助金）と区補助金基準額との格差是正を図るために、補助項目に調整加算費を新設 平成14年度 5月に旧真土小内1室を新たに貸与し、計2室となる。 平成15年度 施設規模（A基準：15人以上15,571千円 B基準：8人以上15人未満9,937千円）による補助制度から、施設利用者数による単価制（A基準8人～10人 1人105,263円 B基準11人以上 1人96,698円）へ移行 事業名を「通所授産事業補助」から「心身障害者小規模通所授産事業補助」へ移行				
必要性	心身障がい者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	14,191	17,279	18,694	17,278	19,854	22,176	19,855	
決算額（19年度は見込み）	13,261	14,957	13,797	17,278	19,854	19,854	19,855	
人件費					862	854		
【事務分担量】（%）					10	10		
合計（+）	13,261	14,957	13,797	17,278	20,716	20,708	19,855	
国（特定財源）								
都（特定財源）	4,125	8,250	8,250	7,875	7,875	7,500	7,875	
その他（特定財源）								
一般財源	9,136	6,707	5,547	9,403	12,841	13,208	11,980	
実績の推移								
	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	通所者数	10人	11人	11人	13人	17人	16人	16人

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運営費補助	17,278	運営費補助	19,854	運営費補助	19,855

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	通所者数（補助対象者延べ数）	3,136名	3,204名	3,483名	3,840名	4,647名	
	実人数	13	17	17	16	20	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。 ・平成23年度までに障害者自立支援法の新体系への移行が必要となる。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 11 区 未実施 区）</p> <p>未実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、大田区、品川区、豊島区、足立区、板橋区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
再開発事業の動向を見ながら、区内の未利用施設を活用し、移転先の確保を図る。	作業所の安定した運営を確保できる。
障害者自立支援法の新体系への移行を支援する。	障がい者の日中活動及び福祉的就労の場を確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホームおよび緊急一時保護寮運営費（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	齋藤 幸恵	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者グループホーム及び緊急一時保護寮運営費（18-88-20-01） 障害者グループホーム及び緊急一時保護寮整備費（18-88-21-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	6 年度	根拠	知的障害者福祉法（障害者自立支援法）	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立障害者グループホーム条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	1 共同生活援助事業(グループホーム)・・・企業及び福祉作業所等に就労している知的障がい者に生活の場を提供し、日常生活の援助指導を行うことにより、自立を促進する。 2 緊急一時保護事業・・・在宅の障がい者(児)を介護している人が、緊急的(疾病等)理由及びレスパイト(介護者の旅行や休養等)により一時的に介護できない時に保護することによって、障がい者(児)及び介護者の福祉の向上に資する。				
対象者等	グループホーム：居宅受給者証の交付を受けた18歳以上の知的障がい者等 緊急一時保護事業：就学年齢以上の身体障害者手帳1～3級及び愛の手帳の所持者 体験入所事業：緊急一時保護事業の利用対象者で、愛の手帳の所持者				
内容	グループホーム＝利用定員：4人、利用期間：3年(原則) 知的障がい者で、現に就労している人に対して、共同生活の場を提供し、食事の世話や生活指導を行う。 自立支援法に基づく定率負担(個別減免適用)：月0円～2,257円(19年6月現在)、月使用料(家賃相当)：月0円～13,500円、食費 朝350円・昼400円・夕550円、共益費 月3,000円 緊急一時保護事業＝利用定員：2人、利用期間：1回7日以内(年間の利用限度なし)在宅の障がい者(児)を常時介護している人が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に世話をを行う。(社会的要請例：学校行事・町会行事・連合会行事については利用可、グループ内活動は利用不可)利用には登録が必要。レスパイトは、年2回(1回につき3日以内)使用料 1日700円 食費 朝350円・昼400円・夕550円 体験入所事業＝利用定員：1人、利用期間：6泊7日、定員に空きがある期間を利用して入所し、グループホームや配置された職員にあらかじめ慣れるために実施する。 施設概要＝荒川区西日暮里2 2 6敷地面積：439.84㎡ 延床面積：292.24㎡ 構造：鉄筋コンクリート造 地上4階(1・2階部分)主要施設：寮生居室4室、緊急一時保護室、食堂、浴室、世話人居室				
経過	平成 6年 生活事業開始(入居は5月より) 緊急一時保護事業開始(入居は8月より) 平成 8年 体験入所事業開始(入居は7月より) 平成10年 使用料改正 平成12年 レスパイト利用開始(緊急一時保護事業内に追加) 平成15年 荒川区立障害者グループホーム条例に改正。生活事業部分 知的障害者福祉法の指定地域生活援助事業とする。 平成18年 自立支援法の共同生活援助に移行、利用料の徴収				
必要性	1 区立のグループホームを持つことにより、通常のグループホームより自立生活訓練的な内容を持つ 2 緊急一時保護事業は自立支援法の制約を受けず、真に緊急的なニーズ及びレスパイトに対応できる。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 指定管理委託：東京都知的障害者育成会(平成18年4月指定管理者制度に移行) 職員数：常勤職員 2人(住み込み1人、通勤1人)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	14,242	14,933	14,191	13,988	13,977	14,736	16,553	
決算額(19年度は見込み)	14,122	14,368	14,141	13,951	13,730	14,736	16,553	
人件費					1,724	1,281		
【事務分担量】(%)					20	15		
合計(+)	14,122	14,368	14,141	13,951	15,454	16,017	16,553	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	217	406	3,848	1,883	3,605	4,088	5,142	
一般財源	13,905	13,962	10,293	12,068	11,849	11,929	11,411	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
実績の推移	グループホーム利用者数	3	4	4	4	4	4	3
	〃利用率				45.2%	76.5%	79.6%	75.0%
	緊急一時利用者数	429	435	389	353	386	389	90
	〃利用率	58.8%	59.6%	53.3%	48.2%	52.9%	53.1%	12.3%

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費		11,975	人件費	12,647	人件費	12,697
	管理費		1,289	管理費	1,586	管理費	1,568
	事業費		24	事業費	38	事業費	29
	法人事務費		442	法人事務費	465	法人事務費	442
	工事請負費					外部鉄部塗装工事	1,817
	計		13,730	計	14,736	計	16,553

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	グループホーム利用率	45.2%	76.5%	79.6%	75.0%	80.0%	利用人月 / 定数 × 12月
	緊急一時保護利用率	48.2%	52.9%	53.1%	12.3%	80.0%	利用日数 / 定数 × 365日
							平成19年度の利用率は 6/1現在のもの

（問題点・課題）	緊急一時保護事業について、 ・ 医療ケア対応の要望がある。 ・ 入浴設備を利用した入浴サービスの実施要望がある。 ・ 緊急一時保護の身体介護の同性介護を保障するため、世話人が2名の確保が困難
他区の実況	（実施 15 区 未実施 7 区） （区型生活寮の実施）千代田、港、新宿、文京、台東、大田、足立 （緊急一時保護事業）実施区 22区

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	建物の老朽化に伴う各所修繕。	グループホーム入居者及び緊急一時保護利用者の安全の確保。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨	11年一定 「利用要件についての介護者の休養（レスパイト）への拡大について」 11年三定 「利用要件についての介護者の休養（レスパイト）への拡大について」 12年一定 「レスパイトの回数増について」 13年一定 「空き状況の照会について」
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	尾久生活実習所運営事業（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	齋藤 幸恵	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	生活実習所等運営費（18-88-40-01） 生活実習所（分場）整備費（18-88-80-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	年度	根拠	知的障害者福祉法、荒川区立知的障害者援護施設条例、同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	1 知的障害者通所更生施設事業：知的障害者福祉法第19条第2項の規定に基づき、知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行うことにより、知的障がい者の福祉の増進を図る。 2 法外事業(荒川区身体障害者生活実習事業を含む。)：障がいの重い心身障がい者に対して、その心身の発達を促進し、社会生活能力を開発するために通所により必要な訓練を行い、生活の充実及び社会的自立の助長を図る。				
対象者等	・法内 荒川区内に住所を有する18歳以上の知的障がい者で、通所更生施設の利用可能な施設受給者証の交付を受けた者(19年3月末45人(本場32人・分場13人)) ・法外 荒川区内に住所を有する15歳以上の者で、障がいの程度が重い身体障がい者(19年3月末・2人)				
内容	開所日数：週5日 訓練事業：生活訓練事業、作業訓練、社会参加訓練 施設概要：本場＝西尾久6-17-3、分場＝西尾久4-6-4 延床面積：本場＝1152.41㎡、分場＝440.48㎡ 主要設備：本場＝(実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室) 分場＝(実習室、食堂、医務室) 利用者の構成：重複障がい25人、知的のみ20人、身障のみ2人 20歳台以下28人、30歳台21人、40歳台4人、60歳台1人 利用者負担：自立支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。 非課税世帯には減免あり。ただし、18～20年度は定率負担は3%とし、食費は半額に減額。 食費(課税650円、非課税230円)				
経過	昭和59年：生活実習所「あらかわ希望の家」設立(運営主体は、荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与) 昭和61年：運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管(区の補助事業として) 平成 3年：旧真土小学校に移転。荒川区立生活実習所建設工事開始 平成 7年：荒川区立生活実習所開設(現在地)区立民営とする。 平成12年：知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施 平成14年：尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名、年度毎に定数増を行い、最終19名までとする。 平成15年：知的障害者福祉法の改正により、措置制度から支援費制度へ移行 平成16年7月：多目的ホール貸し出し有料化 平成18年：自立支援法の施行にともなう制度改正(自己負担4月、施設変更10月以降) 平成19年：定員変更 本場39 分場19				
必要性	荒川区では、養護学校卒業後は、重度障がい者であっても、在宅にしない方針のもと、必要な施設の設置、運営を行っている。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 指定管理委託： 荒川区社会福祉協議会(18年4月～)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	165,141	173,990	176,424	173,353	164,311	170,381	201,502	
決算額(19年度は見込み)	156,228	159,086	169,418	168,557	156,298	168,854	201,502	
人件費					2,586	2,562		
【事務分担量】(%)					30	30		
合計(+)	156,228	159,086	169,418	168,557	158,884	171,416	201,502	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	74,001	64,045	80,011	89,095	86,754	65,768	73,838	
一般財源	82,227	95,041	89,407	79,462	72,130	105,648	127,664	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
施設定数		36	42	48	51	51	51	58
通所者数(年度末)		35	41	46	47	46	45	54
利用率(通所者数/定数)		97.2%	97.6%	95.8%	92.2%	90.2%	88.2%	93.1%

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	委託料	人件費	117,223	人件費	121,974	人件費	144,364
		管理費	20,765	管理費	23,094	管理費	34,128
		事業費	9,561	事業費	10,634	事業費	11,947
		積立金及び本部繰入金	7,791	積立金及び本部繰入金	6,478	積立金及び本部繰入金	0
	使用料・賃借料			通所バスリース料	300	通所バスリース料	10,390
	工事費	外壁工事	850	屋上防水工事	6,342	外壁工事	641
	公課費	自動車重量税	108	自動車重量税	32	自動車重量税	32

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用者定数	51	51	51	58	58	本園39人 分場19人
	利用者実数	47.6	46.9	45	54	55	
	利用率（定数に対して）	93.3%	92.0%	88.2%	93.1%	94.8%	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は障害程度に応じたグループ分けがなされているが、その中でも個人の状態に合わせた個別プログラムの充実が必要。 ・ 平成23年9月までに障害者自立支援法の新体系に移行する。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 19 区 未実施 3 区 ）</p> <p>（生活実習所・法外施設 1区）世田谷1カ所 （知的更生施設・法内施設 20区）港1、新宿1、文京2、墨田1、江東3、品川3、目黒2、大田6、世田谷6、渋谷1、中野1、杉並2、豊島2、北2、板橋5、練馬7、足立5、葛飾2、江戸川4カ所</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
個人に合わせたプログラムを行う。	訓練効果が期待できる。
自立支援法に規定のある施設体系への円滑な移行準備が必要。	安定した施設運営。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	新体系施設への移行に向けて、検討を行う

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障害者福祉会館運営事業（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者福祉会館運営費（18-88-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	9 年度	根拠	荒川区立障害者福祉会館条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者が地域の中で豊かに暮らしていけることを目指し、区民への啓発・交流の場、又は、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図る。				
対象者等	障がい者及び区民全般				
内容	<p><貸館業務> 会議室等の貸し出し（使用料） 午前 午後 夜間 全日（障害者福祉推進団体免除）</p> <p style="padding-left: 40px;">多目的ホール 5,200 5,200 6,100 16,500</p> <p style="padding-left: 40px;">第1.2会議室 1,300 1,300 1,500 4,100</p> <p style="padding-left: 40px;">第3会議室(和) 1,000 1,000 1,100 3,100</p> <p><ふれあい交流事業> 交流講座、交流イベント</p> <p><文化・教養講座> パソコン講座、趣味・生きが活動講座</p> <p><各種事業> アクロスまつり、障害者週間関連事業</p> <p><情報提供事業> インターネットスポットの開設、新聞・雑誌・図書などの閲覧、各種展示・啓発</p> <p><施設概要> 荒川区荒川2 57 8</p> <p style="padding-left: 40px;">敷地面積：771.64 m² 延床面積：1,482.08 m² 構造：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階</p> <p style="padding-left: 40px;">主要施設：会議室、多目的ホール、点字ワープロ室、対面朗読室、音声誘導設備</p> <p style="padding-left: 40px;">休館日：毎月第三火曜日・年末年始(12/29～1/3) 開館時間：9：00～22：00</p> <p><障害者福祉推進団体> 82 団体</p>				
経過	<p>平成 9年8月 開設</p> <p>平成13年1月 条例改正(使用料免除対象団体を精神障がい者団体まで拡大)</p> <p>平成14年6月 施行規則改正(荒川区公共施設予約システム稼動に伴う改正)</p> <p>平成14年8月 インターネットスポット開設</p> <p>平成18年4月 指定管理者制度に移行</p>				
必要性	障がい者の社会参加及び自主活動の場の確保のため必要である。				
実施方法	<p>(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>指定管理委託：荒川区社会福祉協議会</p> <p>職員数：常勤職員 2人非常勤職員 3人</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	45,177	45,426	44,926	44,815	41,958	40,596	39,291	
決算額（19年度は見込み）	41,094	41,735	42,070	43,035	37,998	39,371	39,291	
人件費					1,724	1,281		
【事務分担量】（%）					20	15		
合計（+）	41,094	41,735	42,070	43,035	39,722	40,652	39,291	
国（特定財源）								
都（特定財源）	21,860	21,712	0	1,078	705	812		
その他（特定財源）	953	1,001	920	1,139	1,018	957	1,273	
一般財源	18,281	19,022	41,150	40,818	37,999	38,883	38,018	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	会議室利用件数	3,300	3,458	3,670	3,723	3,546	3,474	3,758
	会議室利用者総数	42,158	46,874	48,425	51,843	49,732	52,073	53,000
	会議室利用率	63.4%	66.4%	70.3%	71.5%	68.1%	66.7%	72.0%
	利用者総数	---	71,272	72,903	73,658	72,910	71,823	73,000

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	11需用費					AED消耗品	10
	13委託料	人件費	18,266	人件費	19,034	人件費	21,112
		管理費	16,546	管理費	16,498	管理費	16,813
		事業費	1,290	事業費	1,160	事業費	1,356
		法人事務費	95	法人事務費	49		
		積立金	1,800	積立金	1,370		
	15工事請			玄関防水工事	1,260		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	多目的ホール・会議室利用率	71.5%	68.1%	66.7%	-	-	利用件数/貸し出し可能コマ数
	障害者福祉推進団体登録数	85団体	82団体	82団体	-	-	障害者団体等の数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	施設利用率の一層の向上を図る必要がある。 H21年度契約分から公募に移行 玄関自動ドアの修繕
他区の実況	（実施 15 区 未実施 7 区） 中央、港、新宿、文京、江東、品川、大田、世田谷、杉並、豊島、板橋、葛飾、中野、台東、練馬、

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	指定管理者受託法人の特性を生かした独自の取り組み	利用率の向上
	指定管理者の選定	指定管理受託の競争による、新たな企画開発による利用率の向上
	自動ドアの修繕	設備の耐用年数の延長

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

況議会 （要質 旨問 状）	11年一定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」 11年三定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」
------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい児タイムケア事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2692
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害児タイムケア事業費（18-88-91-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠法令等	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度		障害児タイムケア事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障がいのある中高生等が養護学校等下校後に活動する場所を確保するとともに、障がい児を持つ親の就労支援と日常的にケアしている家族の負担軽減を図る。				
対象者等	原則として日中において監護する者がいないことにより、放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な、障がいのある児童。				
内容	<p>【事業内容】 利用対象の児童を預かるとともに、社会生活に適應するため、交流、創作的活動等の指導、補助を行うほか、必要に応じ、学校から事業実施施設まで、及び事業実施施設～自宅までの送迎を行う。</p> <p>【実施場所及び定数】 障害者自立支援法の規定により都道府県知事から指定を受けた障害者福祉サービス事業者である、特定非営利法人あふネットの運営する重度身体障害者グループホームの1階フロアにおいて実施する。 荒川区西尾久五丁目15番15号 定数13名</p> <p>【事業実施日及び時間】 毎日（特別休暇、年末年始等を除く）実施予定 13：00～18：00（送迎時間を含む）</p> <p>【他のサービスの併給】 本事業実施時間中は、ホームヘルプサービスその他の居宅支援サービスを利用できない。</p> <p>【利用決定】 利用希望者は、荒川区へ利用申請を行う。区は、他のサービス利用状況を勘案して利用の要否を決定する。</p> <p>【自己負担】 なし。（国基準においては1,000円/日）</p>				
経過	平成17年 8月 特定非営利活動法人あふネットより申し出 平成19年 4月 事業開始				
必要性	障害者自立支援法に規定する選択事業であり、障がいのある児童の活動場所の確保のため必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【利用者決定】 直営 【サービス提供】 特定非営利活動法人あふネットへ業務委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額						3,000	6,500	
決算額（19年度は見込み）						0	6,500	
人件費						854		
【事務分担量】（%）						10		
合計（+）	0	0	0	0	0	854	6,500	
国（特定財源）							3,249	
都（特定財源）							1,624	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	854	1,627	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	受入人数						0	13

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料			事業委託	0	事業委託	6,500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	受入れ人数	-	-	-	13名	23名	施設ごとに受入れ人数が設定される。
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度開始につき、ニーズの掘り起こしが不十分なため、更なる周知が必要。 ・現在のおふネットでの事業実施場所が狭隘で、23年度までの目標数値23名を達成するには、もう1ヶ所の設置が必要である。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 2 区 未実施 20 区）</p> <p>世田谷区：平成17年7月～（社会福祉法人委託）</p> <p>品川区：平成14年4月～、平成17年10月～（ともに特定非営利活動法人委託）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
対象者への周知の徹底	利用者増
23年度までに1ヶ所追加	受け入れ人数の増と受け入れ事業所の複数化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	B	円滑な事業実施を行う

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	精神障害者小規模通所授産施設・共同作業所運営費補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美		
		担当者名	増田美千穂	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	精神障害者共同作業所補助（18-92-33-01）						
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠法令等	荒川区精神障害者共同作業所通所訓練運営費等補助金交付要綱・荒川区精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱			
終期設定	有 無	23 年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]					
目的	精神障害者共同作業所訓練事業を行う精神障がい者家族団体等及び小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人等に対して、その事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、精神障がい者の社会適応訓練の場を確保し、社会復帰の促進を図る。						
対象者等	[共同作業所] 3施設 Aランク(定員15人以上、指導員3人以上) ・マック・リブ作業所(NPO法人) ・ワークハウス荒川 ・ワークハウス荒川第2(社会福祉法人愛と光の会) [小規模通所授産施設] 2施設・・・利用料の負担有り。金額は各施設が決める。 ・荒川ひまわり ・荒川ひまわり第2(社会福祉法人トラムあらかわ)						
内容	荒川区精神障害者共同作業所設置運営基準及び小規模通所授産施設設置運営基準に適合した精神障害者共同作業所及び小規模通所授産施設に対し、事業の運営費等の一部を補助する。 受益者負担：小規模授産施設は利用料の負担有り。金額は各施設が決める。共同作業所は無し						
	施設名	開設年月日	1人平均月額工賃	前年度比	18年利用者	定員	作業内容
	荒川ひまわり	S 6 0 . 1 1	6,621	128.7%	20	19以下	紙製品加工、菓子製造
	荒川ひまわり第2	H 4 . 1 0	4,795	130.9%	19	19以下	クッキー製造、販売
	マック・リブ作業所	H 6 . 2	175	175.0%	84	15以上	マンション清掃
	ワークハウス荒川	H 1 . 1 2	16,223	109.4%	23	15以上	文具類の組み立て、包装等
	ワークハウス荒川第2	H 3 . 1 3	3,893	64.1%	25	15以上	自動車部品の組み立て等
経過	・平成12年4月 保健所から障害者福祉課へ事務移管。区補助基準額が都補助基準額と同一となる。（平成10～12年度で差を1/3ずつ調整） ・平成14年10月 荒川区精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱制定 荒川ひまわり及び荒川ひまわり第2作業所が小規模通所授産施設（法内）となる。 ・平成14年12月 マック・リブ作業所がNPO法人の運営となる。 ・平成20年4月 荒川ひまわり 荒川ひまわり第2 ワークハウス荒川 ワークハウス荒川第2 の4施設が自立支援法に基づく施設に移行予定						
必要性	精神障がい者の社会における訓練の場を確保する上で必要である。						
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	93,482	93,602	92,492	92,340	91,924	92,299	92,013	
決算額（19年度は見込み）	89,005	89,805	90,782	90,758	90,640	90,570	92,013	
人件費					1,724	1,708		
【事務分担量】（%）					20	20		
合計（+）	89,005	89,805	90,782	90,758	92,364	92,278	92,013	
国（特定財源）								
都（特定財源）		59,336	60,782	62,352	62,337	62,042	63,005	
その他（特定財源）								
一般財源	89,005	30,469	30,000	28,406	30,027	30,236	29,008	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	補助金：荒川ひまわり	18,586	18,455	18,454	18,451	18,451	18,451	18,451
	補助金：荒川ひまわり第2	17,818	17,440	18,634	18,837	18,625	18,583	18,882
	補助金：マック・リブ作業所	18,490	18,853	18,639	18,599	18,520	18,493	18,708
	補助金：ワークハウス荒川	17,519	17,523	17,519	17,523	17,525	17,521	18,449
	補助金：ワークハウス荒川第2	16,592	17,535	17,536	17,610	17,519	17,523	17,523

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	負担金補助及び交付金	事業費	90,640	事業費	90,570	事業費	92,013

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	利用者数（小規模授産施設）	38	44	39	38		
	利用者数（共同作業所）	71	123	132	120		

（問題点・課題分析）	<p>・平成23年度を期限として自立支援法へ移行予定であるが、現在の補助額と移行後の障害福祉サービス費では大幅な減額になることが予想される。</p>
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 千代田区

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
独自補助の検討	安定した施設運営

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	精神障がい者グループホーム運営費補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美	
		担当者名	増田美千穂	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	精神障害者グループホーム補助（18-92-66-01）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	4 年度	根拠	荒川区精神障害者グループホーム運営費補助金交付要綱		
終期設定	有 無	18 年度	法令等	荒川区精神障害者グループホーム入居等協議会設置運営要綱		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]				
目的	精神障がい者グループホーム運営経費等について、その一部を補助することにより、精神障がい者の地域社会における生活の場を確保し、その自立の促進を図る。					
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとホーム荒川第5（社会福祉法人愛と光の会） 定員 6名：利用料等 月額20,000円 ・いこいの家(NPO法人) 定員 5名：月額15,000円 ・ホームとらむ（社会福祉法人トラムあらかわ）定員 5名：月額23,000円 16年12月24日事業開始 ＊他に食費は自己負担					
内容	荒川区精神障害者グループホーム設置基準に適合した精神障害者グループホームに対し、運営費の一部を補助する。 新たに設置運営しようとする者は、あらかじめ区に申請を行い、指導を受ける（平成17年度まで） 同設置基準に基づき、グループホーム入居等協議会を開催する。（平成18年度まで。）					
	施設名	開設年月日	日中の活動	16年度延利用	17年度延利用	18年度延利用
	いこいの家	H 2.12	デイケア・自助グループ参加	53人	31人	26人
	ふるさとホーム荒川第5	H 5.11	共同作業所	63人	46人	45人
	ホームとらむ	H16.12	小規模通所授産施	8人	43人	59人
経過	平成12年4月保健所から障害者福祉課へ事務移管。 平成11年度ふるさとホーム荒川第3廃止により2団体となる。 平成14年4月法改正により、区が実施主体となる。法改正により、法人へは補助、他の民間事業者へは委託とする。 平成14年10月いこいの家がNPO法人の運営となる。 平成16年4月要綱の一部改正 補助金算定の対象となる入居者を明記した。 補助金の交付対象とするグループホームを区長が指定することについて規定した。 平成16年12月「ホームとらむ」を新たに補助対象として指定した。 平成18年4月障害者自立支援法へ移行、9月までは補助と報酬の2本立てで事業を行う。 平成18年10月障害者自立支援法、訓練等給付費事業へ移行。					
必要性	精神障がい者の地域社会における生活の場を確保する上で必要である。					
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 補助金の算定（区）＊都補助基準額と同額 事業費 588,000×補助対象月数、施設借上費 69,800×（居室数＋交流室）×補助対象月数、開設準備費 309,000円限度（新規開設の「ホームとらむ」のみ）					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	21,669	21,691	21,691	28,459	31,987	40		
決算額（19年度は見込み）	19,295	18,942	18,638	20,706	26,325	0		
人件費					1,724	0		
【事務分担量】（％）					20%	0		
合計（＋）	19,295	18,942	18,638	20,706	28,049	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	14,440	14,136	13,947	15,134	19,713			
その他（特定財源）								
一般財源	4,855	4,806	4,691	5,572	8,336	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	補助金：いこいの家			9,302	8,998	7,473		
	補助金：ふるさとホーム荒川第			9,296	8,359	8,516		
	補助金：ホームとらむ				3,329	10,296		
	施設数	2	2	2	3	3		

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	入居協議会謝礼	40	入居協議会謝礼	0	
負担金補助及び交付金	事業費	26,325					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用延べ数	124	120				

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 20 区 未実施 区） 未実施区 千代田、港

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	D	平成18年度事業終了 グループホーム事業に移行

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	精神障害者地域生活支援事業(アゼリア)	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	山根昭平	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)	精神障害者地域生活支援事業費(18-92-98-01)				
事務事業の種類	新規事業(19年度 18年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠法令等	自立支援法、荒川区精神障害者地域生活支援センター設置条例規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談(夜間・休日)を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動・デイケア、訪問活動など、地域生活支援事業の拠点とする。				
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等				
内容	1 日常生活支援 夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー・デイケア 2 相談活動 当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩みについての相談 3 「憩いの場」の提供 夜間や休日にも利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供 4 地域交流活動 展示会や公開講座等の館内開催による地域住民との交流 ・ボランティア活動の支援 5 開館日・時間 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日。午前9時～午後7時(電話相談は午後9時)				
経過	平成11年 5月 精神保健福祉法改正に伴い精神障害者地域生活支援センターが社会復帰施設化。 平成12年 8月 保健所に検討会を設け、先行施設の調査開始。 平成12年12月 保健所案(事業内容、必要施設等)を策定。 平成13年 5月 候補地をあげ、建設費(施設改修工事、備品等)の保健所予算案を決定。 平成13年 9月 運営方法は公設民営とし、法の趣旨に沿って、社会復帰施設の附属化をさける方向で社会福祉法人・特定非営利法人・任意団体に委託することを決定。 平成14年12月 条例・規則・運営要綱制定 平成15年 1月 オープン 平成17年 4月 開館時間の午前9時～午後9時を午前9時～午後7時に変更。 精神保健福祉ボランティア講座の受託開始 平成18年 4月 デイケア事業の一部を受託。 平成18年10月 自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センター型」へ移行				
必要性	回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・公設民営。社会福祉法人トラムあらかわと管理業務委託契約。 ・平成18年度より3年間、指定管理者となる。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額			36,630	26,088	30,430	27,226	30,212	30,358
決算額(19年度は見込み)			36,029	25,898	28,664	27,103	30,097	30,358
人件費						3,189	6,832	
【事務分担量】(%)						37	80	
合計(+)	0	36,029	25,898	28,664	30,292	36,929	30,358	
国(特定財源)								
都(特定財源)				5,578	21,775	21,690	10,731	1,620
その他(特定財源)								
一般財源	0	36,029	20,320	6,889	8,602	26,198	28,738	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	1日平均来館者数		24	24	21	25	27	26
	支援プログラムの参加者数		10	9	9	6	6	6
	1日平均相談件数(面接・電話計)		14	24	34	33	40	43
	新規登録者数		124	155	134	104	130	130

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	水道代	0	水道代	0	水道代	122
	一般需用費	家屋等修繕費				家屋等修繕費	
	委託料	年間委託運営費	26,131	年間委託運営費	30,097	年間委託運営費	30,236
	工事請負費	階段昇降機設置工事	972				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	来館者数	7,394	8,738	9,326	9,000	-	-
	支援プログラム参加者数	1,459	2,155	2,514	2,500	-	-
	相談件数	11,831	11,442	14,036	14,000	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・アゼリア（東尾久5丁目）を利用しにくい南千住/日暮里地区の患者・家族への機会拡大が必要。 ・自立支援法での地域生活支援業務として、精神障がい者の在宅支援を強化する。
他区の実況	（実施 16 区 未実施 6 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	南千住か日暮里地域に精神障害者が利用できる地域活動支援センターを設置する。	精神障がい者が、その地域で居場所として、また休日などにも日常生活上の相談ができる場所として活用できる。
	障害者福祉サービスのケアマネージメントを行う。	サービスを利用する精神障がい者数の増加が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	必要に応じ、事業充実を図る。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	小規模通所授産施設等に対する就労支援促進補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	小規模通所授産施設等に対する就労支援促進補助（18-95-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	荒川区障害者小規模通所授産施設等就労促進支援事業補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	区内の小規模通所授産施設や心身障がい者（児）通所訓練施設等において、通所者の一般就労に向けての訓練・作業等のため専門指導員の配置や施設整備を行った際に、その費用の一部を補助し、施設から一般就労への移行の円滑化を図る。				
対象者等	区内の小規模通所授産施設、心身障害者（児）通所訓練施設及び共同作業所（計11箇所）				
内容	<p>【事業内容】</p> <p>区内の小規模通所授産施設等において、通所者の一般就労に向けての訓練・作業等のため、専門相談員の配置や施設整備を行った際に、その費用の一部を補助する。</p> <p>【補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1 / 2 ・補助上限 1施設あたり1,000,000円 / 年 <p>【補助内容】</p> <p>専門指導員の配置 ... 一般就労に向けた専門指導員配置に係る人件費</p> <p>施設整備 ... 訓練・作業のために要する施設整備や備品整備の費用</p> <p>【補助期間】</p> <p>毎年就労状況を確認し、補助対象を選定する。3カ年で事業継続判断を要する。</p>				
経過	平成18年7月 事業開始				
必要性	通所者が作業所等において就労に向けた訓練をすることは、障がい者の一般就労を促進する上で必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 補助対象の審査・決定				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額						6,080	6,000	
決算額（19年度は見込み）						468	6,000	
人件費						854		
【事務分担量】（%）						10		
合計（+）	0	0	0	0	0	1,322	6,000	
国（特定財源）								
都（特定財源）						234		
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	1,088	6,000	
事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
補助施設						1	2	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	19負担金補助及び交付金			就労促進補助	468	就労促進補助	6,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	補助施設	-	-	1施設	2施設	11	補助施設実績
	就労移行人数	-	-	0	1	10	福祉的就労から一般就労した利用者数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施区 未実施 22区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	C	現状の規模で実施する

況議 （要質 旨問 状）	18年二定 「障がい者就労の支援策等の方向性・内容について」
-----------------------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	重度知的障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	重度知的障害者グループホーム費（18-98-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠法令等	荒川区法人立重度知的障害者グループホーム「東日暮里ハイツ」運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	重度知的障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度知的障がい者グループホームである東日暮里ハイツの設置、運営を支援する。				
対象者等	荒川区出身の重度の知的障がい者が共同生活を営む場である「東日暮里ハイツ」を運営する社会福祉法人				
内容	<p>重度グループホーム：社会福祉法人東京都知的障害者育成会が重度知的障がい者の生活の場として、東日暮里ハイツを荒川区内に開設した。荒川区は開設経費及び運営費の一部の補助を行う。運営費補助は、世話人の通年確保及び同性での身体介護を実現するため、非常勤1名を追加配置する。</p> <p>平成18年10月から、東日暮里ハイツは、障害者自立支援法に基づく共同生活介護（ケアホーム）及び共同生活援助（グループホーム）の複合施設に移行</p> <p>補助基準 開設経費：施設整備費（都補助率7/8）及び開設準備費（都補助率（3/4）の設置者負担分） 運営費： 区非常勤報酬単価1人分</p> <p>利用者負担：家賃、食費、共益（光熱水）費等についての実費及び自立支援法に基づく利用者負担。</p> <p>定 員：6名（現状：自立支援法の障害程度区分2以上5人、区分2未満1名） 職員数：世話人1名（サービス管理責任者）、常勤の世話人1名 非常勤の世話人2名</p>				
経過	平成14年 1月 法人・区 物件の検索及び検証 平成14年10月 区 入所者の募集 入所者の決定 平成14年12月 法人 開設 平成15年 3月 補助金交付（施設整備費1,413千円 開設準備費77千円 運営費679千円） 平成18年10月 障害者自立支援法に基づく共同生活介護・共同生活援助事業に移行				
必要性	重度知的障がい者の地域での自立生活を支援するために、東日暮里ハイツの設置・運営を支援することが必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 設置者である（福）東京都知的障害者育成会に非常勤人件費1名相当額を補助				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額		3,608	2,093	2,039	2,024	2,024	2,024	
決算額（19年度は見込み）		2,169	2,038	2,023	2,023	2,023	2,024	
人件費					862	427		
【事務分担量】（%）					10	5		
合計（+）	0	2,169	2,038	2,023	2,885	2,450	2,024	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	2,169	2,038	2,023	2,885	2,450	2,024	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	重度障害者利用者数		4	4	4	4	4	
	中軽度障害者利用者数		2	2	2	2	2	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運営費補助	2,023	運営費補助	2,023	運営費補助	2,024

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用者数（延べ数）	72	72	72	-	72	各月利用者数 × 12月
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 葛飾区H14.3 1所7人社福 江東区H14.4、H14.7 2所10人NPO

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨	13年一定 「重度知的障がい者グループホームの早期開設について」
--------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	重度身体障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	重度身体障害者グループホーム費（18-98-51-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助	
終期設定	有 無	年度	法令等	金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対して、運営を支援する。				
対象者等	下記のすべての要件に該当する者を入居者とする、グループホームを設置する民間法人。 身体障害者手帳の等級が2級以上の者で 区内在住の者 18歳以上の者 入浴、炊事、食事等に全介助又は一部介助を要する者 常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者				
内容	<p>重度身体障がい者グループホームの運営費補助</p> <p>1 補助内容 グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。</p> <p>2 補助方式</p> <p>1 施設当りの年額を定めて補助する。（定員：5名 職員数：管理人1名、介助人2名以上） 1 施設あたり年額14,664千円運営費補助（月額1,222,000円） 居室維持管理費補助金 荒川区内からの入居者1人につき月額24,000円分を法人に補助（法人は家賃予定額から同額を減額） 5人×24,000円×12月 = 1,440,000円（年額）</p>				
経過	特定非営利活動法人あふネット 平成17年12月 施設予定地を決定 平成18年 1月 東京都へ建設事業補助金（2,000万円補助）交付申請 平成18年 4月 許可内示決定 平成18年 6月 建設着工 平成18年 12月 竣工 平成19年 1月 事業開始				
必要性	重度身体障がい者の地域での自立生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人に補助を行う。 設置者：特定非営利活動法人あふネット				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額				8,575	13,281	7,332	16,104	
決算額（19年度は見込み）				0	0	3,995	16,104	
人件費					862	427		
【事務分担量】（%）					10	5		
合計（+）	0	0	0	0	862	4,422	16,104	
国（特定財源）								
都（特定財源）						1,829	7,332	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	862	2,593	8,772	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	入居者数						5	5
	居室維持管理費補助対象者数						5	5

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	事業運営費		0	事業運営費	3,659	事業運営費	14,664
				居室維持管理費	336	居室維持管理費	1,440

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	入居者延べ数	-	-	14	60	-	各月の入居者数×実施月数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 4 区 未実施 18 区）</p> <p>台東区：計2所 5人 社会福祉法人立（H13.4） 4人 NPO法人立（H15.4） 新宿区：1所10人 社会福祉法人立（H13.10） 足立区：1所5人 区立民営（H14.4） 世田谷区：1所5人 NPO法人立（H15.4）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	心身障害者福祉センター事務費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊川正明	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	事務費（19-12-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	身体障害者福祉法第31条の2	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	心身障害者福祉センターの運営及び施設の維持管理				
対象者等	区内在住の心身障がい児・者				
内容	心身障害者福祉センターの庶務、予算・決算、一般需用費、役務費等 19年度からセンターの管理業務を指定管理者が行うようになる。				
経過	<p>送迎バス 昭和48年事業開始時から実施、利用者増に伴い平成5年5月から2台運行、平成12年介護保険制度の実施に伴い、利用者の減に伴い1台に削減し、雇上げタクシーで対応した。</p> <p>平成15年4月から障害者支援費制度の実施に伴い指定事業所になる。（身体障害者デイサービス、児童デイサービス、知的障害者デイサービス）</p> <p>平成16年9月から知的障害者デイサービスを法に基づく通所更生施設に福祉作業所を通所授産施設に移行した。</p> <p>平成18年4月から通所更生施設及び授産施設を指定管理者である荒川区社会福祉協議会へ業務委託し、名称を荒川生活実習所、荒川福祉作業所に変更する。</p> <p>平成19年4月から指定管理者による運営とし、心障センターについては、障害者福祉課所管の事業所へ移行。</p>				
必要性	施設運営に必要な事務である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 平成19年4月から知的障害者通所更生施設及び同授産施設について、運営を指定管理者へ移行。 心障センターについては旧荒川保健所改修まで、現施設内で事業実施する。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額	35,907	31,379	30,150	43,355	43,875	146,670	44,644	
決算額（19年度は見込み）	27,948	25,008	25,377	38,862	42,315	137,724	44,644	
人件費					19,418	21,856		
【事務分担量】（%）					370	400		
合計（+）	27,948	25,008	25,377	38,862	61,733	159,580	44,644	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	6,084	0	0	0	
その他（特定財源）	147	1	121	0	299	0	3,479	
一般財源	27,801	25,007	25,256	32,778	61,434	159,580	41,165	
実 績 の 推 移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	年間延べ利用者数	20,103	19,903	20,306	21,410	21,508	20,229	20,577

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬共済費	非常勤報酬等	2,900	非常勤報酬等	2,830	職員課で1名対応	
	需用費	光熱水費等	5,823	光熱水費等	5,680	消耗品	485
	役務費	電話料等	651	電話料等	579	郵便代等	229
	委託料	給食調理業務委託等	17,421	人件費（社協）・給食調理業務委託等	113,313	事務費（社協）等	39,823
	使用料	送迎用マイクロバス雇上げ等	15,245	送迎用マイクロバス雇上げ等	15,322	公有地賃借料等	3,629

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値（22年度）	
	センター運営に必要な経費	44,283	42,315	146,540	4,912	4,462	20年11月、旧保健所へ移転予定

（問題点・課題分析）	<p>心身障害者福祉センター事業のうち、知的障害者通所更生施設（定員27名）及び同授産施設（定員48名）を平成19年4月から指定管理者制度に移行した。今後、養護学校卒業者等の増加に対応する為の定員拡大及び障害者自立支援法に基づく新制度移行が課題となる。</p> <p>他の心身障害者福祉センター事業（相談、児童デイサービス、機能回復訓練等）については、旧荒川保健所を改修し、再構築する。</p>
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	養護学校卒業者の増加に対応するため、通所施設の定員を拡大する。	地域での自立生活を支援するため、日中活動の場としての通所施設を拡充する。このことにより行き場のない障がい者を無くす。
	心身障害者福祉センターを旧荒川保健所を改修し、再構築する。	相談、心身体障がい者に対する機能回復訓練、児童デイサービス等の実施により、障がい児者に対するあらゆる相談に対応し、地域での自立生活を支援する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	児童デイサービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	浅野 剛夫	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	児童デイサービス事業費（19-24-42-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	障害者自立支援法第5条第7項	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	運動発達の遅れ、あるいは精神発達の遅れ等、障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その身体および精神の状況並びにおかれている環境に応じた適切な児童デイサービスを提供し、心身の発達を促し、当該児の日常生活技術の習得・基本的生活習慣の取得・集団生活への適応等を支援する。				
対象者等	原則、荒川区内に住む発達になんらかの問題を持つ就学前の乳幼児				
内容	児童デイサービス 定員 午前 20名 午後 20名 母子療育 発達に問題を抱えた乳幼児に対して早期療育を行う。 母子分離療育 在宅児、保育園・幼稚園在籍児に対して、発達段階に合わせた小集団指導を行う。 保育園児等の療育 保育園・幼稚園在籍児に対して、課題中心の小集団指導を行う。 訓練療育 機能訓練、言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 セラピープログラム 情緒面や行動面、対人関係などに問題を抱える乳幼児に対して、講師による専門的な指導を行う。 余暇活動等支援				
経過	昭和48年6月 心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 平成15年4月 幼児訓練・療育事業を障害者支援費制度の児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を1/2に軽減） 平成18年4月 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を3%に軽減） 平成19年4月 利用者負担額を無料とする。				
必要性	利用児の増加とともに、低年齢化、障がいの多様化、保育園・幼稚園併用児の増加等が顕著である。それに伴い、障がい受容をはじめ育児の不安を抱えた両親への支援や障がい特性に応じた個別プログラムに基づく療育の展開が求められている。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 通所により、福祉・心理・理学療法士・作業療法士・聴覚言語障がい指導員等により、個別プログラムに基づき療育活動を実施。また、保健所、保育園、幼稚園、教育センター、特別教育機関との連携により、支援している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	1,719	1,892	2,175	2,112	2,090	2,086	2,086	
決算額（19年度は見込み）	854	1,413	2,027	1,862	1,501	1,375	2,086	
人件費					70,245	64,904		
【事務分担量】（%）					915	860		
合計（+）	854	1,413	2,027	1,862	71,746	66,279	2,086	
国（特定財源）								
都（特定財源）	10,440	10,231						
その他（特定財源）			13,018	15,262	13,540	14,720	2,086	
一般財源	-9,586	-8,818	-10,991	-13,400	58,206	51,559	0	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
年間延利用者数	3,710	3,239	3,815	4,053	3,634	3,574	3,670	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般賃金	指導業務臨時職員	153	指導業務臨時職員	0	指導業務臨時職員	605
	報償費	体育指導講師謝礼等	778	体育指導講師謝礼等	810	体育指導講師謝礼等	810
	需用費	賄費等	368	賄費等	363	賄費等	432
	役務費	ピアノ調律	38	ピアノ調律	38	ピアノ調律	38
	使用料及賃借料	水泳療法プール使用料等	164	水泳療法プール使用料等	164	水泳療法プール使用料等	201

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	年間延利用者数	4,053	3,634	3,574	3,671	3754	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの多様化（自閉・多動性症候群・学習障がい等）に対応できる指導職員の能力の向上 ・家族支援事業の充実 ・発達障がい児支援の動向に留意しながら、地域の療育機関として事業の充実を図る。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
発達障がい児支援の動向に留意しながら、地域の療育機関として事業の充実を図る。	発達障がい児支援の充実を図ることができる。
インターネットの普及等により、保護者の発達障がいに関する知識が豊富になっている。その知識が、子育てに十分に生かされるよう日常療育において、保護者とのコミュニケーションを密にして知識の定着をはかる。	保護者が、安心して自信をもって子育てに取り組める。
特別支援教育の本格実施に伴い、保健所をはじめとした関係機関との連携を強化し、発達障がいの早期発見・早期支援体制を確立する。	就学前の乳幼児に対する地域の療育機関として、事業の充実が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する。

議会議事録（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者地域自立生活支援センター	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石垣 恵子	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障がい者地域自立生活支援センター事業費（19-24-70-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13年度	根拠	障害者地域自立支援センター事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。				
対象者等	荒川区において生活支援を必要とする身体及び知的障がい者とその家族。				
内容	<p>ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の利用援助</p> <p>社会資源を活用するための支援</p> <p>社会生活力を高めるための支援：社会生活力を高めるために自立生活支援セミナーを実施する。</p> <p>ピアカウンセリング：障がい者自身がカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を実施する。</p> <p>専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、身体障害者更生相談、ハローワーク、「障がい児（者）地域療育等支援事業」及び「精神障害者地域支援事業」の実施主体、医療機関ならびに保健所等機関を紹介する。</p>				
経過	<p>「障がい者地域自立支援センター事業」は、東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年度から始めた事業である。</p> <p>平成13年2月、ピアカウンセリング事業実施。</p> <p>平成13年度4月実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示板）を整備。</p>				
必要性	障害者自立支援法は、障がい者が地域で自立して生活することを目的としている。本事業は、その目的としている。本事業は、その目的を達成するために不可欠な事業であり、今後はさらなる事業の拡充が求められるものである。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>当該事業は、現在実施している心身障害福祉センター相談事業に、当事者相談、生活支援相談、生活支援セミナーの開催を付加している。夜間や休日等、利用者の利用時間を配慮し、専従の常勤職員1名と専用の相談室を設ける。相談は、直接来所または電話、FAXにて受け付ける。関係機関と調整した場合は、直接、関係機関から相談者に回答する。</p>				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,828	1,828	3,748	3,637	3,610	3,153	3,546
	決算額（19年度は見込み）	1,507	1,507	3,178	3,368	3,070	2,622	3,546
	人件費					2,155	1,708	
	【事務分担当】（%）					25	20	
	合計（+）	1,507	1,507	3,178	3,368	5,225	4,330	3,546
	国（特定財源）							
都（特定財源）	11,250	11,250						
その他（特定財源）								
一般財源	-9,743	-9,743	3,178	3,368	5,225	4,330	3,546	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	ピアカウンセリング	35	74	44	60	43	35	48
	自立支援セミナー開催回数	33	21	21	20	23	22	22
	セミナー参加人数	494	255	320	313	289	356	337

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬共済	非常勤当事者相談員	2,806	非常勤当事者相談員	2,146	非常勤当事者相談員	2,881
	報償費	セミナー講師謝礼	174	セミナー講師謝礼	287	セミナー講師謝礼	396
	需用費	消耗品費等	125	消耗品費等	115	消耗品費等	190
	役務費	インターネット使用	72	インターネット使用	72	インターネット使用	72
	旅費		2	旅費	2	旅費	7

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	ピアカウンセリング	60件	43件	48件	48件	72件	
	自立支援セミナー開催回数	20回	23回	22回	22回	24回	
	自立支援セミナー延べ参加者数	373人	289人	356人	337人	480人	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援セミナーの参加者が固定しがちである。 ・障がい者自身が中心になった活動は、殆どピアカウンセリングだけとなっている。自立生活に向け中途障がい者の保護的な雇用の場の確保や、自立生活が体験できる場を確保するなど、障がい者自身の自立への意欲につながる支援が必要。
他区の実況	<p>（実施 17 区 未実施 5 区）</p> <p>荒川区・板橋区・世田谷区・新宿区・中野区・港区・江東区・台東区・豊島区・品川区・北区・足立区・文京区・杉並区・江戸川区・大田区・葛飾区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
在宅で閉じこもりがちな障がい者の掘起こしのため、手帳交付や自立支援法申請時に、当センターのパンフレットや、自立支援セミナー・リハビリ講習会のチラシを渡し、啓発に努める。	当事者にとっては、生活の充実を図ることができる。合わせて障がい者自身の活動の活性化を図ることができ、再発防止の支援となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	状況
-------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	荒川福祉作業所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊川正明	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	通所授産施設事業費（19-36-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	54 年度	根拠	知的障害者福祉法第5条第4項	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立知的障害者援護施設条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労が困難な心身障がい者を対象に、設備と作業を提供し、作業活動及び生活能力向上のための支援を通じて、社会の一員として充実した生活が営めるよう地域での自立生活支援する。				
対象者等	18歳以上の知的障がい者であって、原則単独通所が可能で作業能力を有するか、期待できる者				
内容	<p>作業援助 集団としての班を単位として作業活動を行い、材料から製品へと作業工程に見通しがもてるよう配慮している。作業種目は菓子缶の組み立て、のし袋の袋入れ、箱折り、鉛筆の組み合わせ、寿司容器セット袋入れ等の簡易作業が中心になっている。作業種目は一般企業と受注契約を結び、材料を加工し、製品として納入し、代金を工賃として利用者に支給している。</p> <p>生活援助 社会の一員として生活できるよう基本的な生活習慣の取得と健康管理、自主性・自立性の向上に向けた支援を行っている。また、利用者の自治能力を伸張することを目的に自治会活動を援助している。</p> <p>就労援助 就労意欲のある利用者については、他機関との連携を図りながら就労に向けた支援を行っている。</p>				
経過	<p>昭和44年、都立王子福祉作業所所管の分室として発足。（定員40名）</p> <p>昭和48年、現在地に移転。（定員60名）</p> <p>昭和55年、東京都から荒川区へ事務移管、荒川区立心身障害者福祉福祉作業所となる。</p> <p>昭和63年、荒川区立心身障害者福祉センター所管の事業所となる。（利用者定員48名）</p> <p>平成16年9月、知的障害者福祉法に基づく通所授産施設に移行。給食の開始、合わせて心身障害者福祉作業所条例を廃止し、心身障害者福祉センター条例に統合する。</p> <p>平成18年、平成19年4月から指定管理者制度へ移行するにあたり、指定管理者に業務委託する。心身障害者福祉センター条例から荒川区知的障害者援護施設条例に移行し、名称を荒川区立荒川福祉作業所となる。障害者自立支援法の施行に伴い利用者負担を徴収、激変緩和のために3%に軽減する。</p>				
必要性	知的障がい者の日中活動の場及び福祉的就労の場として、地域で自立した生活を営む上で、その効果は大である。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>18年度は荒川区社会福祉協議会に業務を委託した。19年度より同協議会を指定管理者として運営実施。</p>				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	6,166	5,743	5,619	4,945	5,239	67,493	140,541
	決算額（19年度は見込み）	4,407	4,241	2,689	4,719	4,772	55,111	140,541
	人件費					68,952		
	【事務分担量】（%）					800		
	合計（+）	4,407	4,241	2,689	4,719	73,724	55,111	140,541
	国（特定財源）	15,157	17,463	17,479	8,152	40,187	28,489	54,047
	都（特定財源）						14,244	27,023
	その他（特定財源）		1,089	1,610	41,128		18,025	27,023
	一般財源	-10,750	-14,311	-16,400	-44,561	33,537	-5,647	32,448
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	利用者数	48名	47名	47名	45名	44名	48名	48名

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	作業工賃	3,131	作業工賃	3,192		
	報償費	看護師雇い上げ	32				
	旅費		73				
	需用費	消耗品費等	537				
	委託料	利用者健康診断	195	人件費（社協分）	50,266	人件費（社協分）	138,465
				事業費	1,653	事業費	2,076

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	利用者工賃（平均月額）	5,954	5,662	5,740	5,800	9,000	工賃アップのための受注開拓に努める。

（問題点・課題 指標分析）	<p>受注単価のアップと、安定した受注契約の確保。 障害者自立支援法の制定に伴い、利用者負担及び昼食費の一部負担を徴収することとなった。（利用者負担については、10%のところ3%、食費については1/2の区独自の軽減策を設けている。） 指定管理者制度に移行するにあたり、18年度は利用者への激変緩和を図るため、指定管理者である荒川区社会福祉協議会へ業務委託し、19年度から指定管理者制度へ移行した。</p>
他区の実況	（実施 16 区 27施設 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
工賃アップのための受注開拓を行う。	労働に見合った賃金を得ることにより、地域での自立した生きがいのある生活が期待できる。
障害者自立支援法による新体系に移行する時期及び体系を検討し、定員を拡大する。	5年間の猶予があるが、利用者にとって一番適切な時期を考慮しなければならない。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	A	新体系施設への移行・定員拡大に向けて、検討を行う。

議 会 要 旨 （ 要 旨 ） 状 況	
--	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	荒川生活実習所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊川正明	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	通所更生施設事業費（19-36-70-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	知的障害者福祉法第5条第3項	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立知的障害者援護施設条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	18才以上の知的障がい者が創作、交流、作業など日中の活動を通して、障がい者の地域での自立生活を支援する事を目的としている（法に基づく知的障害者通所更生施設）				
対象者等	18才以上の重度の知的障がい者であって一般就労および授産活動の困難な方（定員27名）				
内容	<p>主に重度の知的障がい者を対象として、生活プログラムを中心とした施設サービス事業を実施している。支援プログラムの内容は日常の身近処理、体育的活動、創作活動、外出などを行っている。また、宿泊訓練、運動会などの行事を実施している。</p> <p>○平成15年度より宿泊訓練はいこいの村涸沼（茨城県旭村）を利用</p> <p>○支援は生活実習所全体を3クラスにわけ1クラス利用者6～10名、職員3～4名の構成となっている。基本的にはクラス単位で活動しているが、活動内容によっては所全体で活動している。</p>				
経過	<p>○昭和48年に心障センター開設と同時に指導係成人グループとして事業開始した。</p> <p>○平成元年度に利用者定員27名とする。</p> <p>○平成2年度に職員11名配置される。</p> <p>○平成4年成人グループが生活実習係として独立し、係長1名配置。利用者健康診断を保健所で実施する。</p> <p>○平成15年度より障害者支援費制度の指定事業所として知的障害者デイサービス事業を実施。</p> <p>○平成16年9月より法に基づく知的障害者通所更生施設に移行し、合せて給食を開始する。</p> <p>平成18年度、平成19年度から指定管理者制度に移行するにあたり、指定管理者である荒川区社会福祉協議会へ業務委託する。また、荒川区心身障害者福祉センター条例の規定から荒川区知的障害者援護施設条例に移行し、名称を荒川区立荒川生活実習所となる。</p> <p>平成18年度、障害者自立支援法の施行に伴い利用者負担を徴収する、（激変緩和をするため利用者負担額を3％に軽減する。）</p>				
必要性	平成16年9月より知的障害者通所更生施設となったが、とりわけ重度知的障がい者の日中活動の場として必要不可欠である。これからも重度の知的障がいをもった養護学校卒業生の進路先として、地域でより充実した生活を送るための支援の場としてその需要は増えていく。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				
	18年度は荒川区社会福祉協議会に業務を委託した。19年度より同協議会を指定管理者として運営実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	2,077	1,908	1,809	1,891	1,811	1,812	1,775	
決算額（19年度は見込み）	763	1,193	1,494	1,635	1,506	1,767	1,775	
人件費					77,571	58,072		
【事務分担量】（％）					1,100	680		
合計（+）	763	1,193	1,494	1,635	79,077	59,839	1,775	
国（特定財源）			11,415	22,318	26,036	20,084	888	
都（特定財源）		7,593				10,042	444	
その他（特定財源）						12,512	443	
一般財源	763	-6,400	-9,921	-20,683	53,041	17,201	0	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
利用者在籍数								
年度始	27名	27名	25名	25名	26名	27名	27名	
年度末	26名	25名	26名	24名	25名	26名		

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	障害指導員講師謝礼	244				
	旅費		95				
	需用費	消耗品費等	564				
	委託料	健康診断委託	137				
	役務費	社会見学交通費	12				
	使用料及び賃借料	宿泊訓練バス雇い上げ	591				
	委託料			事業費	1,767	事業費	1,775

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	年間利用者出席率（%）	87.0	89.0	87.0	87.0	93.0	年間出席者数/年間在籍者数

（問題点・課題）	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の加齢に伴う体力、抵抗力の減退や肥満、生活習慣病等の健康管理について ○親亡き後の利用者の処遇について：入所施設での処遇から地域での処遇に変化している中、地域での対応策が求められている(通所施設、居宅介護事業所、社会福祉協議会等のネットワーク) ○平成19年4月より指定管理者制度へ移行するにあたり、運営についての保護者の不安が大きい。そのため、18年度は移行準備期間として業務を指定管理者に委託し、半数程度の区職員を派遣し激変緩和策を講じて、19年度から指定管理者制度へ移行したが、保護者への不安解消は課題である。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 3 区）</p> <p>知的障害者通所更生施設(法内) * 実施区20区63施設(区立20施設、法人43施設) * 未実施区3区(千代田、中央、台東)</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	心障センター移転後の空きスペースを活用し、養護学校等の卒業者に対応するため、定員を拡大する。	重度知的障がい者の日中活動の場を提供し、地域での自立生活を支援する。
	19年度より荒川区社会福祉協議会が指定管理者となり事業を行うことになった。地域で様々な福祉サービスを実施し、ネットワークも持っているため、その利点を生かした支援をする中で親亡き後の利用者処遇を検討する。	社会資源とネットワークを有効に活用して支援することで、長い間慣れ親しんだ地域で少しでも長く生活でき、生きがいを感じることができる。
	利用者の加齢に伴い体力や抵抗力の減退は健常者よりも大きいように思われる。それは障がいをさらに重度化、重症化させてしまうことにもなる。また肥満や生活習慣病を持つ利用者も多く、食生活の改善も必要となるケースもあるので、健康管理面での検討が必要だ。	筋力運動等の奨励により体力をつけたり、食生活の改善により肥満や生活習慣病を少しでも予防でき、健康的な生活を送ることが出来る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	A	新体系施設への移行・定員拡大に向けて、検討を行う

議（要旨）	
-------	--